

平成 26 年度第 2 回大阪府環境審議会野生生物部会

開会 午後9時 57分

○事務局（清谷） それでは少し時間前ですが、皆様お揃いですので、ただ今より「大府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます、環境農林水産部の動物愛護畜産課の清谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は大府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、環境農林水産部動物愛護畜産課長の西池からあいさつ申し上げます。

○事務局（西池） 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の西池でございます。皆様おはようございます。

本日の「平成26年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会」の開催にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から鳥獣保護行政に格別のご指導・ご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて大阪府におきましては、第11次鳥獣保護事業計画、及びシカ・イノシシの保護管理計画を柱といたしまして、野生鳥獣の適切な保護と管理を推進するための各種の施策を展開しているところでございます。

しかしながら、シカ・イノシシ等野生鳥獣における農林水産業や生活環境などへの被害が府内各地で発生しており、捕獲の担い手である狩猟者の確保など、様々な課題がある状況でございます。

さらに、昨年5月30日に公布されました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が、本年5月29日に施行されることになっておりまして、法の目的に鳥獣の管理が加えられ、事業計画等の体系も変更がございます。

本日はそれらの状況を受けまして、鳥獣新法に基づく鳥獣保護管理事業計画、シカ及びイノシシの第2種管理計画の3計画について、大阪府から環境審議会へ諮問をいたします。

なお、今回審議いただく事項に関しましては、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項の規定によりまして、本部会の決議をもって審議会の決議とするようになっており、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見・ご提言をいただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

事前に、野生生物部会と書いた表紙と、あと審議事項に関わります資料ですが、若干体裁を整えたり文言の修正がございましたので、全て差し替えという形でさせていただきます。お手元のほうに置いてありますので、そちらのほうの資料でご確認をお願いしたいと思います。

まず、野生生物部会と書きました表紙ですね。うら面が次第となっていて、次のページが一覧表となっております。

次に11次計画に関わるものとしまして、資料1-1から1-4でございます。

次にシカ保護管理計画に関わるもので、資料2-1から2-4でございます。

次にイノシシ保護管理計画に関わるもので、資料3-1から3-4でございます。

最後に11次計画の変更概要ということで、資料4ということになっております。

もう一つですが、野生生物部会の配席図を置いております。次のページには委員の名簿、うら面には野生生物部会の運営要領がございます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

続きまして、平成26年度より野生生物部会に新たにご就任いただいた委員をご紹介させていただきます。

森下委員の後任として、平成26年度よりご就任いただいた細谷委員でございます。

○細谷委員 近畿大学の細谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（清谷） 続きまして、前回8月の第1回野生生物部会以降に、新たにご就任いただいた委員をご紹介させていただきます。

古川委員の後任として、栗本委員にご就任いただきました。先ほどの委員名簿のほうにはお名前を載せさせていただいているのですが、本日は他の用務と日程が重なりましてご欠席されております。

続きまして、本日ご出席いただいている委員につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきたいと思ひます。

なお、本日の委員の出欠状況でございますが、栗本委員、黒田委員、笹川委員の3名は他の用務と日程が重なり、ご欠席されております。

本日の出席委員でございますが、委員定数9名のうち6名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立していただきますことをご報告申し上げます。

それでは続きまして、本日は諮問事項が3件ございますので、資料1-1、資料2-1、資料3-1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

○事務局（西池） それでは、私のほうから知事に成り代わりまして諮問させていただきます。

大阪府鳥獣保護事業計画の変更。

第11次大阪府鳥獣保護管理計画の策定について諮問。

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

続きまして、大阪府シカ保護管理計画の変更。

大阪府シカ第2種鳥獣保護管理計画（第3期）の策定についてでございます。

諮問。

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）第7条の2第3項において運用する同法第4条第4項の規定に基づ

き、貴審議会の意見を求めます。

お願いします。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更。

大阪府イノシシ第2種鳥獣保護管理計画（第2期）の策定についてでございます。

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）第7条の2第3項において運用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局（清谷） それでは、これ以降の議事につきましては石井部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井部会長 皆様、おはようございます。お忙しいところ、朝早くから本当にありがとうございます。

それでは議事を進めさせていただきたいと思っております。ただ今3件の諮問をいただいております。これについての審議をさせていただきたいと思っております。

本日の進め方ですが、議事次第に従って、最初に1件目の大阪府鳥獣保護事業計画（第11次計画）についてというものを審議させていただき、ご意見とご質問をちょうだいしたいと思っております。

それから、2件目の大阪府シカ保護管理計画（第3期）について、それから3件目の大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）について、合わせていきたいと思っております。

いずれにしても、今回はこれで決定ということではなく、ここでご意見をもらって、そのあとパブコメ（パブリックコメント）にかけると。そして次回もう一度ここで整理させていただきまして、審議させていただくという流れになろうかと思っております。

それでは早速ですが、第1番目の議題であります大阪府鳥獣保護事業計画（第11次）について、事務局からご説明ください。お願いします。

○事務局（清谷） それでは説明させていただきます。すみません。失礼して座って説明させていただきます。

まず資料4をご覧ください。

今回、大阪府の鳥獣保護管理計画と特定鳥獣保護管理計画を変更するということになりまして、その背景等について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）の一部を改正する法律についてということで、これは昨年の平成26年5月30日に、鳥獣保護法の一部が改正されまして公布されました。

公布から1年以内、政令で定める日で施行するというので、平成27年5月29日に施行されることになっております。

改正の必要性についてですが、読み上げていきます。

ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。

狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣捕獲の担い手が減少。

以上のことから、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要ということになっております。

改正の内容ですが、大きく六つございます。

まず一つ目ですが、題名、目的等の改正がございます。

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える。

これに伴い、鳥獣の保護及び管理の定義を規定することとなりました。

今までは鳥獣の保護及び狩猟の適正化という法律名でしたが、法律名の中に管理という言葉新たに付け加えたということで、保護と管理の定義を明確に規定したということです。

定義ですが、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の保護ですが、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することとなっております。

次に鳥獣の管理でございますが、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとなっております。

次に二番目、施策体系の整理でございます。

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する鳥獣保護事業計画に、管理という言葉をつけ加えまして、鳥獣保護管理事業計画に改めます。

また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を、以下のとおり位置づけることとしております。

この第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画につきましては、都道府県知事が策定することになっておりますが、第一種特定鳥獣保護計画につきましては、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画でございます。

第二種特定鳥獣管理計画ですが、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画となっております。

次に三つ目でございますが、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設ということがございます。

これは、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣、これはシカとイノシシが該当します）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を実施することができることとする。

当事業については、捕獲等の許可を不要とする、一定の条件下で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行うということがございます。

次に四つ目としまして、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入がございます。

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する

者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとするとされております。

次に五つ目としまして、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可。

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとするとされております。

最後に、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げがございませう。

これは現行は20歳以上でございましたが、18歳以上に引き下げられるということになっております。

以上が鳥獣保護法の改正についての概要でございます。

次に3ページを見ていただきたいのですが、法律の改正を受けまして、鳥獣保護事業計画と特定鳥獣保護管理計画の変更概要でございます。

計画の目的及び変更理由でございますが、計画の目的は、鳥獣保護法に基づき大阪府が行う鳥獣の保護管理を図るため、事業の実施に関する第11次鳥獣保護事業計画を策定。

また、府内においてその数が著しく増加している鳥獣の生息状況、及び長期的な観点から保護管理を図るため、特定鳥獣保護管理計画（シカ・イノシシ）を策定しております。

次に変更理由でございますが、シカやイノシシによる農林業被害が依然として高い水準で推移しているため、法律の目的に管理が加えられたことに伴う変更を実施します。

先ほど説明しましたが、鳥獣保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化であったものが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に改正されました。

その下ですが、知事が策定するものとして、第一種の計画と第二種の計画がございませうが、大阪府につきましてはシカとイノシシですね。生息数が著しく増加して、その生息の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画ということで、シカとイノシシによる第二種特定鳥獣管理計画の策定を予定しております。

次に計画事項でございますが、変更の趣旨でございます。今回は法改正による必要な事項のみの変更でございます。

鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画、共に平成24年度から5年間、5カ年計画ということで平成29年3月末までの予定で計画を策定しましたが、今般の法改正によりまして、この改正を行わないと今あるものが失効してしまうということですので、必要な部分について今回は変更を実施しようと考えております。

まず鳥獣保護管理事業計画ですが、国・環境省が基本指針を作成しております。それに基づいて各都道府県のほうで、それぞれの地域・都道府県の実情に見合った鳥獣保護管理計画を作成しております。

次に第2種特定鳥獣管理計画でございますが、こちらにつきましては農林業被害の軽減と持続的な共存を目的として策定しております。

次に計画変更のスケジュールでございます。平成26年度、1月26日ですね、先日、鳥獣保護管理の庁内の検討会を実施しております。

本日、大阪府環境審議会野生生物部会のほうで、諮問し審議していただくこと。

2月3日に、大阪府のシカ・イノシシの保護管理検討会を実施いたします。

2月中旬頃にパブリックコメントを実施しまして、環境省自然・森林管理局との協議、近隣府県・市町村等への意見照会を実施します。

3月下旬頃にパブリックコメント等の意見を整理しまして、最終の案を作成いたします。

年度が替わって平成27年度ですが、4月の下旬から5月の上旬頃を予定しておりますが、もう一度野生生物部会のほうを開催いたしまして、そちらのほうで審議していただいた上で最終的な答申をいただくという形で考えております。

5月下旬に府公報により公示、環境大臣への報告、市町村への説明等を行いまして、5月29日より変更されるというスケジュールで考えております。

次に4ページをご覧ください。

鳥獣保護管理関連計画の体系でございますが、まず国のほうで基本指針を作成します。

こちらのほうについては環境大臣が策定しまして、中央審議会自然環境部会というのがございますが、そちらのほうに諮問して答申をいただいたと。

こちらの指針につきましては昨年の12月に最終答申いただいたということで、都道府県に示されております。

下の都道府県の欄ですが、国からの基本指針を受けまして、鳥獣保護管理事業計画と第二種特定鳥獣管理計画の策定を実施いたします。それぞれ環境審議会野生生物部会のほうに諮問いたしまして、答申をいただくと。

また、第二種特定鳥獣管理計画につきましては、大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会で協議・検討した上で変更するという形になっております。

次に5ページをご覧ください。

現行の鳥獣3計画の概要についてですが、第11次大阪府鳥獣保護事業計画と、シカとイノシシの保護管理計画でございます。

こちらにつきましては、平成23年度にこういった形で部会を開いて、そこで審議していただいた内容のものでございます。

その時は、第11次計画につきましては、メジロの愛玩飼養捕獲の禁止であったりとか、シカ・イノシシの管理計画につきましては、対象地域を広げたりですとか、狩猟期間の1ヶ月延長を実施したということになっております。

次に6ページでございます。鳥獣保護法の概要について。

これは環境省のホームページですが、こちらにつきましては時間の関係で割愛させていただきます。

次に9ページをご覧ください。

特定鳥獣保護管理計画の作成状況ということで、一覧表を作成しております。

こちらにつきましては46都道府県で131の計画が作成されております。

ちょうど真ん中あたりでございますが、大阪府におきましてはニホンジカとイノシシについて保護管理計画を策定しております。

次に1ページめくっていただきまして、10ページでございます。

シカ及びイノシシによる農業被害や有害捕獲等の状況についてということで、シカによる農業被害の推移、イノシシによる農業被害の推移ということで示されております。

被害金額、被害面積につきましては、平成22年度あたりがピークを迎えながら、徐々に下がってきているかなという印象がございます。

次に11ページをご覧ください。

シカのオスメス別狩法別捕獲頭数の推移ということで、シカにつきましては近年爆発的に増えているということで、捕獲頭数がかなり増えてきているかなというところがございます。

イノシシにつきましては平成22年度が少し多かったのですが、平成23年度以降はほぼ横ばいという形で捕獲されているというような状況になっております。

次に12ページをご覧ください。

シカの有害捕獲及び狩猟の捕獲位置、これはメッシュで示しております。

平成20年度から25年度、時系列で書かれておりますが、平成20年度と25年度で比較すると、かなり捕獲頭数が増えてきているという印象がございます。

次に13ページをご覧ください。

こちらはイノシシの有害捕獲の捕獲位置、メッシュで示しているものになります。

こちらにつきましては、平成22年度と25年度を比較すると約1000頭ほど増えているということで、かなり捕獲頭数が増えてきているのかなという印象がございます。

次に14ページをご覧ください。

イノシシの狩猟の捕獲位置ということで、今度は狩猟による捕獲の頭数でございます。

こちらにつきましては平成22年度は爆発的に多かったのですが、それ以外はだいたい1000頭前後ですと推移しているということでございます。

最後、15ページをご覧ください。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の実施状況ということで、事業概要を簡単に説明させていただきます。

集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する緊急捕獲活動でございます。

既存の進入防止柵の延長や強化など、地域の実状に合わせてきめ細やかに対応する進入防止柵の機能向上などの、集中的・効果的な被害対策の取組について支援を行っております。

実施主体につきましては、緊急捕獲活動は市町村、地域協議会です。

進入防止柵の機能向上につきましては、地域協議会、地域協議会の構成員が実施しております。

補助率でございますが、有害鳥獣捕獲は定額で、シカ・イノシシとも成獣で1頭8000円、幼獣で1頭1000円ということになっております。

進入防止柵につきましては、2分の1以内で定額を補助するという形になっております。

事業期間でございますが、平成25年度から26年度です。当初は平成25年度から27年度の3カ年の計画でありましたが、急遽予定が変更になりまして、平成27年度からは国交付金事業に移行するというので、今そちらのほうの手続き等々を行っております。

実施状況につきましては、平成25年度でございますが、12市町村で実施しております。

シカの捕獲数については207頭、平成22年から24年度の平均値と比較すると117%（パーセント）、イノシシの捕獲数については716頭ということで、平成22年から24年の平均と比較すると75%ということになっております。

次に、進入防止柵につきましては660柵（メートル）ということになっております。

平成26年度12月末時点の実施状況でございますが、15市町村で実施しております。

シカの捕獲数につきましては223頭。これは平成22年から24年の平均と比較すると126%。

イノシシにつきましては1263頭ということで、イノシシにつきましても119%ということで、一定の効果が出ているのかなと考えられております。

進入防止柵については未実施でございます。

少し長くなりましたが、概要について説明を終わらせていただきます。

次に資料1-1をご覧ください。

大阪府鳥獣保護管理事業計画の変更についてということで、先ほど西池課長のほうから石井部会長のほうに諮問文を手交させていただきました。

次に資料1-2をご覧ください。

第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画の主な変更項目についてということで、今回、第11次計画の中で変更する主な項目について記載しております。

まず名称でございますが、大阪府鳥獣保護事業計画に管理という言葉を加え、大阪府鳥獣保護管理事業計画として修正しております。

次に施策体系の整理でございますが、特に管理すべき鳥獣のための計画として、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画、イノシシ第二種鳥獣管理計画を策定しております。

次に文言の修正でございます。

鳥獣の保護から鳥獣の管理という言葉が加わりましたので、鳥獣の保護及び管理として、必要なところについては文言の修正を行っております。

次に数値等の時点修正でございますが、前回計画策定時は平成22年度の数値を使っておりますが、今回変更するというので、平成26年12月末時点、数字が出ているものについては最新の数字に変更しております。

次に1枚めくっていただきまして、資料1-3でございます。

第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画の概要でございます。

鳥獣保護管理事業計画でございますが、都道府県で実施する鳥獣保護事業についての基本的な考え方や施策のあり方を示す枠組であり、環境大臣が定める基本指針に基づいて都道府県が作成する5カ年の計画となっております。

今般、鳥獣保護法の一部改正に伴い、変更された基本指針に沿って、第11次計画について所要の変更を加えることとします。

次に計画の概要でございますが、基本理念、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全ということになっております。

第1に、鳥獣保護管理事業計画の計画期間でございますが、こちらは平成24年4月1日から平成29年3月31日の5カ年ということになっております。

こちらは先ほどご説明させていただきましたが、平成27年5月29日の法施行と同時に変更される運びとなっております。

次に第4でございますが、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございます。

捕獲の目的別に許可基準を設定しておりますが、このたび、二つ目の黒丸ですが鳥獣の保護を目的とする場合ということと、三つ目の黒丸ですが鳥獣の管理を目的とする場合ということで、こちらのほうで項目出しをしております。

鳥獣の保護を目的とする場合ですが、こちらは二つございまして、鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的と、傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的がございます。

鳥獣の管理を目的とする場合でございますが、こちらは有害鳥獣捕獲を目的とする場合、生活環境被害、農林水産業被害を防止することを目的とする場合でございます。

それと、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合がございます。

この部分について今回変更を行っているということになっております。

次に第6でございます。第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項ということで、こちらにつきましても元々は特定鳥獣保護管理計画であったものが、第二種鳥獣管理計画と変わっておりますので、こちらのほうを新たに定めております。

こちらにつきましても、人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し、長期に渡る安定的な共存を図るため、第二種特定鳥獣管理計画を策定することになっております。

シカの計画でございますが、こちらは計画期間は平成27年5月29日から平成29年3月31日の2カ年でございます。

管理の目標につきましては、平成22年度の被害金額及び被害面積の半減。

捕獲頭数につきましては、平成22年度捕獲数700頭以上の捕獲ということで、目標数値等については変更はございません。

イノシシの計画につきましてもシカと同じく、平成22年度の被害金額及び被害面積の半減と、平成22年度捕獲頭数3700頭以上の捕獲という目標数値に変更はございません。

こちらにつきましても平成27年5月29日、法律施行と同時に変更する運びとなっております。

あと、第2と第5でございます。

第2は鳥獣保護区等に関する事項、第5につきましては特定猟具使用禁止区域に関する事項を定めておりますが、実際に計画策定した時点と現在で計画終了時の数値が若干変わっておりますので、こちらのほうも数値の修正を行っております。

次に1枚めくっていただきまして、資料1-4でございます。

こちらが今回の計画の本文になります。

まず題名でございますが、管理という言葉を加えまして、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画という名称に変更になります。

計画期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間で、こちらについては変更はございませんが、平成27年5月29日で変更するというこ

とになっております。

次に1枚めくっていただきまして、目次でございます。

先ほど概要の中で説明していたところとかぶるのですが、まず大きな変更につきましては第4のところでございます。

鳥獣の区分、保護管理ということで明確に分けたということでございます。

このたび、指定管理鳥獣というものが新たに定められましたので、1番の(4)指定管理鳥獣という項目を新たに加えております。

次に4番、鳥獣の保護を目的とする場合ということで、項目出しをしております。

次のページにいきまして、5番、鳥獣の管理を目的とする場合ということで、項目出しをしております。

次に第6、第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項を変更しております。

1枚めくっていただきまして、その他につきましては、主に計画です。

鳥獣保護区であったり、特定猟具使用禁止区域の計画終了時の数値が変わったところであったりとか、あと鳥獣保護員と呼ばれる方がいらっしゃるのですが、こちらのほうが鳥獣保護管理員ということに変わりましたので、必要な部分につきましては全て管理という言葉を加えて変更修正を行っております。

次、1ページでございますが、まず第1、鳥獣保護管理事業計画の期間でございますが、平成24年度から28年度までとなっております。

その下で変更部分ですが、下線を引いておりますが、なお鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日において変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画とするとなっております。

次に5ページをご覧ください。

5ページのちょうど真ん中あたりでございますが、第4、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございます。

こちらのほうで、1番、鳥獣の区分と保護及び管理の考え方ということで、(1)が希少鳥獣、(2)が狩猟鳥獣と、ずっと続いておりますが、6ページにいていただきまして、(4)指定管理鳥獣というのが新たに追加になりました。

こちらにつきましては、対象種でございますが、法第2条第5項により、環境省令で定める指定管理鳥獣とするとなっております。これはシカとイノシシでございます。

管理の考え方ですが、当該鳥獣の生息状況・被害状況等を勘案して、必要と認められる時は第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣等捕獲事業を実施するよう務めるということになっております。

次に7ページでございます。

一番上の⑦でございますが、法第38条第2項により規定される、住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合です。

すみません。説明があれですが、1ページ戻っていただきまして6ページの真ん中です。

2番、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定ということで、その下

(1) 許可をしない場合の考え方ということで、それぞれ示しておりますが、その中の7番に新たにこれを追加したということでございます。

通常でありましたら、住居集合地域帯において銃猟により捕獲等を行うというのは許可しないのですが、その下にただし書きを追加しまして、ただし、法38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けた者についてはこの限りではないということです。

これは一番初めに鳥獣保護法の改正の概要の中で説明しましたが、住居集合地域帯において都道府県知事の許可を事前に受けていれば、麻酔銃猟を使用してもいいということになっておりますので、このただし書きのところにそれを追加したということでございます。

次に(2) 許可する場合の基本的考え方でございます。

その中の②が鳥獣の保護を目的とする場合ということと、③鳥獣の管理を目的とする場合ということで、こちらのほうに項目出しをしております。

③の(2)でございますが、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合ということで、こちらのほうを変更しております。

次に④でございますが、その他特別な事由を目的とする場合ということで、今までは②鳥獣の保護を目的とする場合ということで、(1)(2) 行政事務の遂行と傷病鳥獣保護の目的というのが、その他特別な事由の中にあつたのですが、今回、保護と管理を明確に分けるといふことですので、こちらの保護の項目の中に②の(1)(2)を新たに移動させたといふか、そちらのほうに付け加えたといふ形になっております。

次に10ページをご覧ください。

4番、鳥獣の保護を目的とする場合ということで、(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的ということがございます。

こちらにつきましては、許可対象者は国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員です。

次に、鳥獣の種類・数でございますが、必要と認められる種類及び数となっております。

期間につきましては1年以内。

区域は申請者の職務上必要な区域。

方法は、原則として法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、ほかの方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

最後に許可権者ですが、知事となっております。

次に、(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的でございます。

こちらにつきましては、許可権者は国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者となっております。

鳥獣の種類と数でございますが、必要と認められる種類及び数となっております。

期間は1年以内。

区域は必要と認められる区域。

方法は鳥獣の保護を目的とする場合と同様となっております、許可権者につきましても知事となっております。

次に5番、鳥獣の管理を目的とする場合ということで、こちらのほうで元々この項目はなかったのですが、(1)が鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合ということで、これはいわゆる有害鳥獣捕獲と言われているものなのですが。

こちらのほうと、15ページですね、下のほうなのですが、(2)第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合ということで、鳥獣の管理を目的とするのは有害鳥獣による生活環境被害を目的とする場合と、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合ということで定められております。

次に13ページをご覧ください。

ウ)第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整との関係でございます。

こちらのほうにつきましては、元々は特定鳥獣保護管理計画であったものを第二種特定鳥獣管理計画に変更しております。

次に15ページをご覧ください。

こちらのほうにつきましても文言の変更でございます。

特定鳥獣保護管理計画であったものが第二種特定鳥獣保護管理計画に変更されたということで、こちらのほうの文言の修正を行っております。

次に16ページをご覧ください。

その他特別の事由ということで、それぞれの銃猟との許可範囲については原則として次の基準によるということで、元々は、先ほど少しご紹介させていただいたのですが、行政事務の遂行目的と傷病鳥獣の保護管理に係るものにつきましてはこの中にあったのですが、保護の中に含めたということで、この部分からは削除しているという形になっております。

次に21ページをご覧ください。

第6、第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項でございます。

こちらのほうにつきましても、中身的にはほとんど変わっていないのですが、文言の修正をしたということになっております。

真ん中あたりの表でございますが、計画策定年度ですね。これは平成23年度に計画を策定しまして、計画の期間は平成24年度から28年度までということになっておりましたが、平成26年度の法改正により変更されたということになっております。

次に22ページをご覧ください。

この真ん中あたりでございますが、シカ・イノシシ等につきまして適正な保護を図ることということで目的があったのですが、こちらのほうに管理という文言を新たに加えております。

次、25ページでございます。

2番、鳥獣保護員ですが、こちらのほうも法律が変わったことによりまして、管理という言葉が入りまして鳥獣保護管理員という形に変更になります。

あとは概要の時に少し説明させていただいたのですが、鳥獣保護区と特定猟具使用禁止区域の計画終了時の数値が変更になったというところでございます。

少し長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井部会長 どうもありがとうございます。

ということで、まず今回の趣旨として鳥獣保護法の国のほうの改正というのがあります。管理が加わったというのがあります。

今、動いている鳥獣の第11次の大阪府鳥獣保護管理事業計画の変更の概要について説明いただき、最後に実際に第11次の事業計画の変更内容を詳細に説明していただいたということだと思います。

そうしましたら、まず質問からいきましょうか。ご説明に対してこのところがわからないということがありましたら。

○細谷委員 途中からになりましたので、こちらの理解の悪さ、思い違い等あると思うのですが。

そもそも論で非常に恐縮でございますが、全体のお話を伺って、鳥獣保護法の改正に伴ってネーミングが変わると。具体的には、保護管理ということで一貫して字句の修正があると承ったわけなのですが。

この具体的な変更点、資料1-2に書かれているというところだと思うのですが、文言の修正、タイトル等ございますが。

そもそも論で恐縮だと申し上げたのは、管理という用語が、もちろん鳥獣保護法からきていますから皆さんの責任ではないのですが、それを受けて大阪府がどうこれを適正に解釈して運用するかということですが。

その定義が、そもそも保護と管理が対峙関係でないというところが一人歩きしている感じがするのですね。

つまり、ご説明いただいた資料の4の2ページ目、定義そのものをそもそも考えてみた時に、その2ページ目に題名・目的等の改正。これはもちろん鳥獣保護法の改正になるわけで、ここでそもそも議論すべきことではないとは思いますが、それを受けて大阪府がどうするかということですが。

定義のところ、つまり資料4の2ページ目の1番目、定義のところでも少し教えていただきたいのですが、鳥獣の保護と管理がはたして対峙関係にあるのかということになるのですが。一般論として管理という言葉はその定義が少し外れるのではないかなと思います。

その生息数を適正な水準に減少させるのではなくて、維持することで、その生息地を適正な範囲に縮小させるのではなくて、適正なレベルに維持することが管理であって、これを保護と管理を対峙関係にさせていますが、もし保護に対峙させるのであればむしろ管理ではなくて減数であるとか抑制であるとか、少々用語が悪いですが間引き、そうしないと府民に対してなかなか理解も得られませんし、誤解を与える。

これを英語で書くと非常に明快で、保護はポジティブアクションで、少なくなったものを増やす。鳥獣の減数となるとネガティブアクションですから、管理とはそうまで違う。

つまり管理というのは、保護と減数ないしは抑制を合わせたものがコントロールで、管理の中にこそ保護と抑制ないしは間引き、つまりポジティブアクションとネガティブアク

ションを合わせたものが管理・コントロール、欧米ではそのような理解だと思うのですが。

それが、もちろん大阪府がそれを受けて、こういうネーミングでやらざるを得ないのかわかりませんが、そのあたりの補足説明はある程度必要なのではないかと。一般論として。

申し訳ないです、そもそも論で。

○石井部会長 大きな話になるのですが、国のほうでこのような形であって、これは国の資料そのものなのですよ。

○細谷委員 そうなのですよ。

○石井部会長 このように解釈して、国の方針でもって鳥獣保護法の改正を今回したということなのですが、これを受けて大阪府がやる場合に、これをそのまま府民に伝えるのかという、そのような見方なのかなと思うのですが。そのあたり少し大きな課題なのですが、それについて事務局いかがでしょう。

○事務局（堤側） 細谷先生がおっしゃるとおりに、以前は保護管理ということで言葉が混ざってしまっていたので、今のおっしゃる内容が明確になっていなかったもので、ものすごく自由な解釈があったわけだと思うのです。

今回この改正の必要性の中で、ニホンジカ・イノシシ等がかなり増えてきて生態系へのうんぬんというお話の中で、管理のほうを目出したいという意志もある中で、管理というものを分けたということでお聞きしております。

おっしゃるように、管理の中で減少・縮小という言葉につきまして、やはり何かなどいうことで思われる方も多いかと思います。ここだけではなくて、保護の中にも生息数を増加させて拡大させるということも書いています。

これもまさに維持させながらやるということも保護ということで、国の説明を我々も受けさせていただきました。保護の中に管理もあって、管理の中にも保護があるという。何でこれを二つに分けるのかということのご説明もありました。

当方でも、その生息数が減少というお話ではなくて、当然理念の中では減少ではなく維持をさせて、その数が今の生息数・生態系に適正なところであるというお話かと思っておりますので、それが全て減少・縮小ということでの管理ではないですというところでの認識は持っているかなと思っております。

ただし、おっしゃるように、どのように府民の皆様これに説明をということにつきましては、今後もう少し説明の仕方というのでしょうか、出し方というものを考えていかなければいけないかなとは思っております。

○石井部会長 細谷委員、それでよろしいでしょうか。

○細谷委員 仕方がないですね。結局説明ぶりを期待するしかないですね。

○石井部会長 そうだと思いますね。

はい。高柳委員。

○高柳委員 ここで保護と管理を分けた時に、私も細谷委員のおっしゃるとおり、言葉の使い方・定義の仕方が国のレベルで間違っていると思っております。

なぜこのようになったのかというと、2009年に指定鳥獣保護管理計画制度ができた時に、保護管理というものを保護のための管理というように、そのようにしてしまったこ

とがありました。

そのために管理というのは、保護のための管理というものが存在するという形になってしまっているの、そのまま管理というようにした時にあいまいになってしまっている。

その中で、現在やはり野生動物が非常に増えてしまって、減らさなければいけないということを多分強調したいという意図があって、おそらく。私は管理というのはあまりないほうがよかったと思うのですが、管理という名前にそれを当ててしまったと。

一番背景になるのは、今、英語のことをお話しされたのですが、元々野生動物保護管理というのがワイルドライフマネジメントからきております。つまりマネジメントに関して、研究者の中ではマネジメント＝（イコール）管理なので、先ほど堤側氏がおっしゃったように、保護管理はあいまいだということで管理という形で。

最近出ている本は全部野生動物管理ですし、インターネット上で調べていただいてもワイルドライフマネジメントの訳語としては野生動物管理が当てられていて、保護管理という名前が消えてしまっています。

そのようなことが背景にあるのですが、ワイルドライフマネジメントの管理というのは、当然、今、細谷委員がおっしゃられたように維持して適切な状態を保つということであって減らすことではないので、そういう意味ではこの法律上での管理というのは非常にゆがんだ、曲がった使い方であると思います。

それは、いろいろなところから確かだと思います。

ですから、法律上の使い方だけに限定して管理という名称を。減らすことを管理という形で使わずに、名称の部分だけで。

つまり第二種特定鳥獣管理計画とか、そういうところだけ管理という言葉が使われていて、ほかのところでは普通の意味での管理という意味で使われるという形で使っていられるのが一番いいのではないかと。

多分、国のほうもこれからしばらく混乱が続くだろうと。当然これからしばらく混乱が続いて。

例えば、もしシカの被害の問題が一旦終息して維持する状態になったら、全部保護計画に変わってしまって管理がなくなってしまうのですね。そのようになっても、多分保護管理という言葉は必要になりますし。

これは研究者の中でも、保護管理という言葉が曖昧で使いたくないという研究者もいたので、それも受けての変更なのですが。

実は、野生動物保護管理の本としてワイルドライフマネジメントというのをワイルドライフソサエティーというずっと本を出していたのですが、最新版はワイルドライフコンサベーション&マネジメントで、まさしく保護管理というように変わってきており、むしろ日本の改正は逆行しているのですね。

ただ、そのあたりのところは。

昨年の改正の時に、私は一応パブリックコメントとして書いたのですが、全くそういうことは相手にされず、聞かれずということでした。

一般市民の方にもほとんど理解できないでしょうし、インターネットなどの情報でも管

理＝減らすという情報はないので、これはまさしく法律だけの限定的な用法ですよということをごきちんと言われて、名称だけを用いますという形にされるのが一番よろしいのではないかと思います。

○石井部会長 背景がよくわかったような気がします。こういう保全生物学や保全生態学などの世界では、コンサベーションという英語、保全という言葉が一番大きな概念で、この中にはいろいろなものが入っていて、保護ということと管理、管理の中にはもちろん減らすというのも入っている。

このコンサベーションというイメージがあるから。

○阪口委員 こういう会議に寄せていただいて5年近くなるのですが、当時から私が言っているのは、当時は保護一点張りで「このようなことでは駄目なのではないですか」ということを私は何回も申し上げた記憶があります。

そして、やっとこれは、文言は先生方にお任せするとして、いわゆる増えすぎて被害が増大した。それを捕るのは我々猟友会だと。

「この中でこれだけ被害があるから、さあ捕れ、金はこれだけ出す」と。それで、お金ほしさに無理して撃って、事故が起こっていると。

こういう現実と、それからもう一つは、自治体は狩猟税の全額免除、また有害体は2分の1免除というお話を、先だって尾立先生から電話でいただいたのですが、財政的なこともあるので実施はもう少し先になるだろうと。

おかしいのですよね。狩猟は皆さん自分の趣味でやられていると、楽しみでやられていると、遊びでやっておられると、このように思われる方が大半だと思うのですが。

実際そういう部分もあるのですが、それだけではなく、やはりこれ以上増えると具合が悪いと、いろいろな条件から有害の許可は得ないけれどもイノシシ・シカの捕獲を狩猟期間中にするという方もたくさんおられるわけです。

こういう方から狩猟税を取って、また大枚のお金をはたいて「シカを捕れ、イノシシを捕れ」というような、何か少し話が合わないのではないかと。こういう矛盾を以前から持っておりまして、機会があるたびにそういうことも申し上げたつもりなのですが。

このようなことを言うと失礼かもわかりませんが、全部やるのが遅いなど。実際、増えすぎたものを減らそうと思ったら、大変なエネルギーとお金と労力がいるということをご承知おきいただきたいなど。

そして「さあやれ、金はいくら出す」と。

我々猟友会、別名老友会で、高齢化社会もいいところで、やっと最近いろいろなことを考えて若い方もお入り願えるようになりましたが、減っている数からいうと入ってくる数のほうが少ないのですね。

どんどん減っていく傾向に。大阪府でも年間100人の狩猟人口が減っているという、こういうデータがあるのですが、ここの施策をもう少し考えていただきたいなど。

このあたりの施策がなかったら、数の少ない年寄りにムチ打って「さあ捕れ、さあ捕れ」というのも少し。私たちはまだあれなのですが、先輩に対しても非常に失礼かなと。そここのところのことも考えていただきたいと思うのですが。

○石井部会長 ありがとうございます。

そもそも論になってしまいましたが、ほかはいかがでしょうか。

はい。又野委員、お願いします。

○又野委員 今回の本質的なことと関係ないのですが、7ページで、許可するところに捕獲禁止の愛玩うんぬんというのは、許可するところにこれは許可しませんよというのが残っているのが少し違和感がありまして、愛玩目的は許可しないのだったら許可しないほうに移らないといけないのでは。

○石井部会長 どちらのお話ですか。

○又野委員 7ページの。

○高柳委員 資料3-4ですね。

○又野委員 すみません。資料1-1です。

○高柳委員 いえ。資料1-4です、多分。めくっていくと1-4がついてくるので。

○石井部会長 そうですね。

○又野委員 ごめんなさい。資料1-4です。資料1-4の7ページです。

あちらこちらに出てくるのですが、ここの(2)の許可する場合の基本的な考え方の中の④の特別な何とかかんとかのところに、愛玩のための狩猟は禁止が決まりましたよね。

これだけが違和感が。実質的には許可しないでもいいのですが、どうしてこれがその前の6ページの(2)許可しない場合の考え方のところにかかないのか。

○石井部会長 ここのところがね。

○又野委員 実質的にはこれでいいのですが、何か少し、読んでいると違和感がありまして。

○石井部会長 ごめんなさい。個別の議論に入ってよろしいですか。

前迫委員、そもそものところで何かありましたら。

○前迫委員 そもそのことを言えば、やはり先ほどから議論に出ているように、保全という概念を、どこかにはあるのしょうけれど、分けていくところで生息地管理。多分、個体数が前面に出ているので、個体数を減らすとか増やすというところに目がいくのですが、実はそれをやろうと思うと生息地管理をしていかないといけないので。

例えば森林がどんどん、草地だったところが森林化していく問題、里山的な問題であるとか、逆に植林であった所を切って草地になってしまっってえさ場になっている問題とか、そういう生息地管理も含めてうまく管理していけるような法律になっていくのかどうかというあたりが。

どちらかという前半の増やすとか減らす、そこだけに目がいくので、この法律の中でうまく生息地管理までやっていかないと、野生動物管理というのはなかなかうまくいかないのだろうなと思っているので、そのあたりをこの法律の中でどう実現していけるだろうかというのは少し疑問に思うようなところはあります。

切り分けたほうが行政としては動きやすいというか、今までの法律よりもこういう形に問題はあってもせよ切り分けることによってうまくいくのだということであれば、これは法律ですので概念とは別にしてもうまく運用できていくのだったらいいなと思うのですが。

数だけでうまくいかないというのは、これまでさんざん、高柳先生などは多分もう前面に出られてわかっておられるところがあるので、実質この法律でうまくいくのかということと、今、阪口委員がおっしゃったように、「撃て撃て」と言われても、早急に打ったからといって数が下がるものではないし。

そのあたりの背景というか、人の暮らしぶりとか、狩猟者の問題ですとか、そういうものも含めてこの法律でうまく運用できるというところが見えないと、なかなかいいとも悪いともというか、改善になっているのかどうかわからないなという感想を持っております。

○石井部会長　そもそも論のところの締め括りとしてはなかなか素晴らしかったと思いますが。

結局、保全のつながりの中に、プロテクションみたいな保護とマネジメントみたいな保護があってということが法律としては見えないところなのですが、そもそもの。

そうしましたら、少しそもそも論は置いて、資料1-1から始まる大阪府の計画のどの部分を変更しているのかということでございますと。

最初にいただいた又野委員からのところですが、7ページのところ、許可する場合のところ。

許可する場合の基本的考え方、(2)の④その他特別な事由を目的とする場合の2)に愛玩のための狩猟目的、ここに入っているのは少し違和感があるというご指摘なのですが。

○又野委員　国との関係ですか。

○石井部会長　これについていかがでしょうか、事務局のほうは。

○事務局（堤側）　今までの書きぶりとはまずは変わっていないということで、多分よくご存知かと思えます。

その中で、まず許可をしないという部分に入らないのではないかというような、多分私もそうは思うのですが。

その他特別な事由を目的とする場合ということで、かなりいろいろなことについて許可してもいいよという読み方ができるかと思えます。

これは一番最後に、その他鳥獣の保護、その他公益に資すると認められる目的というようなものが代表的であって、かなりいろいろな格好での捕獲許可ができるというものの中で、その中でも特に愛玩のための狩猟の目的、これは数年前からメジロ等の分については大阪府では捕獲をしては駄目ですよということで計画のほうで書かせていただいたと思うのですが。

若干遅れているということではないのですが、ここではきちんと目出しで愛玩のための飼育の目的のためには絶対駄目ですよということで、許可をするということにはめ込む中で、しては駄目だということで明確にしているということが。

へりくつなかもしれませんが、これで絶対にいけないということを書いているのかなと思えます。これは、このような書きぶりがと言われてもなかなか私は答えにくいのですが、理由としてはそのようなものかなという推測でしかないのですが、申し訳ございません。

○又野委員　そうかな。

○事務局（堤側） はい。

○石井部会長 ほかのところへ持っていくと違和感が薄らぐという。

○阪口委員 ついでに7ページの一番上の、第38条においてうんぬん、都道府県知事の許可を受けた者についてはこの限りではない。これは実施隊ということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局（堤側） この場合、集うんぬんということで書いているのですが、特に目を向けているのは、例えば迷いザルが市街地に来ました。それを麻醉でということが一番問題になってくるかなと思っております。

特に実施隊で市街地に出たものをうんぬんということは多分やられないと思いますし、危険が多いということもありますので、突発的な出没ということでお考えいただきたいということです。

○阪口委員 それと資料1-3の上、基本理念。

一つは野生鳥獣の適切な関係の構築。言葉の触りは非常によろしいのですが、具体的にこれはもう少し深く掘り下げると、適切な関係、人によって考え方がいろいろ変わってきますので、適切な関係の定義といえますか、もう少し具体性を持たせてはいかがかなと思うのですが。

○事務局（清谷） 資料1-3につきましては概要のみをお示しさせていただいてまして、本文の中に基本理念ということで、もう少し具体的に書かせていただいております。

前回、平成23年度にこちらの計画を策定した時につくったものでございますので、こちらのほうにつきましても少し中で議論して、変更の必要があるのであればそちらのほうについてはもう少し丁寧にといいますか、具体的な定義を検討したいなどは考えております。

○石井部会長 資料1-3はあくまで抜粋というか概要なので、実際には資料1-4の1ページの一番上のあたりになるのですか。

○事務局（清谷） はい。そうです。

○石井部会長 というのが、今回の変更点が書かれていると思います。

これに関しては、今、書き換えているという、2年目ということで。

○事務局（清谷） 今、現状としては、環境省の説明会等々にも参加させていただいたのですが、今回、法施行から都道府県のスケジュールを考えると、なかなかスケジュール的にも厳しいところがあるので、必要最低限のところを変更して、もっと中身の具体的な話については5ヵ年計画が終了する平成28年度策定時に、またいろいろな部分をもっと変更等を入れていけたらなどは考えております。

○高柳委員 今の2点についてですが、まず愛玩の狩猟のための目的に関してですが、社会の情勢によって変わってきているので、旧法に従ってここに入っていて環境省もここに入れているのでしょけれども、これは府の中で条例等できちんと定めているのであれば、当然許可しないほうのところへ移すという方向で考えるべきであろうと、私は思います。

それから、適切な関係ですが、今おっしゃられたように人によってそれぞれ、適切というのは人によっても、時代によっても、世代によっても違ってくるので、かえって定義し

にくいと思うのです。

要するに、府民全体の合意の適切とは何かということ定義するのはとても難しいので、私は適切にしておいて、それをさぐるような形でいろいろなことを定義に入れていただくというのが一番。

こういう出だしの一番最初の前書きの部分なので、ここで細かい定義をするというのはとても難しいのではないかなと。むしろ、こちらの鳥獣保護管理計画ですね。こちらのほうで適切とはどうこうというようなことを入れても。

ここでは適切ですよ、ぐらいのほうが、これはすごく大まかな枠なので、漠然としているほうが多くの府民に理解を得た上で、こういう言葉の表現になっているのではないかと。おっしゃることは非常によくわかりますし。

○阪口委員 我々が有害鳥獣捕獲をやっている「よくそんなかわいそうなことをするな」とか、頭にくるのですよね。

農業や林業の被害の実態も知らずに、野生の動物をはっきり言って銃殺していると、こういうことに対してものすごく嫌悪感を持たれて、露骨な言葉で我々にかかってこられる方がけっこうおられるのです。

あまり反論するなどは言っているのですが、一所懸命やってくれているのに「何をぬかしとんねん」と腹にはそういう気持ちをみんな持っていると思うのですが。このところ、一般の方と理解を深めるのにはどういう方法がベターなのか、こういうところが悩ましいところなのですが。

○高柳委員 そうですね。よろしいでしょうか。

○石井部会長 はい。どうぞ。

○高柳委員 今のお話は、やはり狩猟というものの社会的な位置づけが曖昧なまままきているということが一番大きな問題の定義なのかなと。

というのは、やはり今の日本の狩猟感というのは、野生動物が狩猟で減少したところから始まっている狩猟感なので、狩猟＝捕りすぎているというイメージからきているところなので。

そういう時代から今の時代になって、捕獲ということが社会的に認められる、ないしは必要とされる時代になって、やはり狩猟というものの位置づけを社会の中で考え直さないといけないのではないのかなと。

実は私、1月14日に京都府議会の常任委員会の参考人招致でいろいろと話をきて、今の話もさせていただきました。

京都府議会のホームページで私が2時間ぐらいやりとりしてるのが見れるようになっていきます。その中で狩猟の位置づけの問題も。

○石井部会長 今、もう1回整理すると、資料1-3の基本概念的1行書きしているところというのは、少しあっさりしすぎているかもしれないという、それが一つ。

実際のところは、資料1-4の実際の計画の10ページの下の基本理念で、ここを抜いてきただけなのですが、そこだけを取り出すといろいろな誤解を生じるかもしれないですし、ここは注意が必要かなというところではないかなと思います。

もう一つは、同時並行に議論が進んでいますが、もう1回確定しておきたいのですが、7ページのところの愛玩のための狩猟の目的というところですね。

項目としては愛玩のための狩猟の目的。これを許可すると今まで大阪府もしていたのですが、今回の計画から、ここの部分を出した上で許可しないとしているのですね。

こういう位置にこれを入れておくのがいいかどうかという議論なのですが、高柳委員は、もう許可しないとしているのだったら別のところに。

高柳委員、例えばどこに入れたらいいかなと。

○高柳委員 (1) のところですか。(1) の1、2、3、4、5、6、7とある中のどこかのところに、条例によって大阪府はそういうことは許可しないことになっていると、そのような形でここの何番目になるのかわかりませんが、その中に入れるのが一番適切なのかなというようには。

多分5番なども、禁止区域のそういうような法律に従っていると思うので、そのような形でこういうところに入れると。又野委員のおっしゃられたようなことが。今後大阪府、これは大阪府の姿勢を示すものなので、そのようにしていただければ一番いいのかなと思います。

○石井部会長 ここはいかがでしょう。何かご意見はございますか。

○細谷委員 これはもう議論の余地はないのではないですか。筋を通すということで、私も先生方のただ今の意見と。ここは間違いだと思います。

当然、これは明快であって、ご指摘のあったとおり。入れる場所が1番か6番かはわかりませんが、許可をしない場合の考え方と。

ただ、このタイトルのところで、これも基本的な考え方とただの考え方というのはどういう意図が込められているのか、わかりませんが。

基本的なということであれば、おそらく基本に関することということで、とどめ置くことは可能かと思いますが。

しかし一般的に考えて、整合性から考えても、これは前のほうに議論すべきです。というように、私はお二人の意見に全く同感です。

○石井部会長 というのですが、事務局、よろしいですか。

○事務局（清谷） これにつきましては、その他特別な事由を目的とする場合というのが環境省令施行規則の中に書かれているものに、高柳先生に先ほどご指摘いただいたのですが、になりまして、それをそのまま並べているというような格好でやっていたと思うのですね。

今回、このような形でご指摘いただきましたので、またパブリックコメントですとか、いろいろな関係機関との協議の中でいろいろな議論を踏まえた上で、許可しない場合の考え方に含めていくというのも検討していきたいと考えております。

○石井部会長 ありがとうございます。

ほかの部分にいきましょうか。ほかはいかがでしょうか。

はい、又野委員。

○又野委員 許可をしない場合の考え方というのと、先ほどおっしゃっていた許可をする

場合の基本的考え方というのは、その差が。

○石井部会長 こちらは基本があってこちらは基本がないのはどういうことだという。

これはどうですか。

○又野委員 何か特に意味があるのか。

○事務局（清谷） これについては、また今までの経過等も含めて確認させていただきます。

○石井部会長 下のほうはすばっとしていて基本も何もないのだけれど、こちらのほうは基本的なスタンスからいって、だから多分あのような形で狩猟目的をこのような感じで示せるかなという気もしますが。

○細谷委員 概念としてトートロジー（tautology：同語反復）を起こしているのですね。

考え方というのは基本そのものですから、同じことを違った表現で言っている。

だから、許可する場合の考え方はそれは基本であって、何ゆえここだけを。少し論理的に理解に苦しみますね。

○石井部会長 そうしましたら、いろいろあると思いますので、環境省とも相談していただいて。

ほか、いかがでしょう。

○前迫委員 すみません。とても素朴な質問なのですが。

これは1-4の11ページの中に書かれていますが、鳥獣による被害発生率に対して表の作成というのがあって、イノシシからカワウまであるのですが、これはこれまで実際こういうものを対象に何らかの手段をとってこられたものが挙がっているのですか。

例えばスズメなどに対しての許可、ムクドリ、ヒヨドリなど、とにかくこの挙がっているものはこれまで実績があるものなのですか。

○事務局（堤側） そうですね。初めのイノシシ、シカ、イタチというのと、そのあと例えばブドウ等々についてはムクドリ・ヒヨドリなどの被害が多いので、これは今、移譲ということで、市町村さんに有害捕獲許可の権限を委譲しているわけなのですが。

実際に農作物、ここに書いていますような被害の産物について、被害があったということで有害捕獲をしている実績があったものが、ここに列記されております。

○前迫委員 府内全域とあるので、それは判断基準としてはどういうところのレベルになると被害と認識されて、何らかの対策をとっていくというのはどういうところが基準になるのですか。

また、こういう訴えがどういう基準なのか、少し教えていただければ。

○事務局（堤側） 基準については先ほど言いましたように、各市がその基準というのか、その判断を持っているということになりますが、基本的な考え方としては、農作物被害で地元の農耕者の方から、被害があるのでこれ以上自分たちは我慢できないよというのが一つの引き金になるかと思えます。

それに対して、被害金額、それから被害状況を市の職員が確認した上で、これであれば周辺の住民の方にも被害ということで、この動物を有害捕獲として捕獲してもいいよというコンセンサスがとれるような状態であれば、有害捕獲を出すということを書くとしま

す。

ですから、一つスタートしたからといって、有害捕獲で全部やってしまうことはない。

あとは、毎年何月になるとこの鳥が来るので、それに合わせてとりあえず有害捕獲を出しておかないと、全部やられてからでは駄目ですよということもあるので、そのあたりの時期的なものはありますが、実績と現場を見るということになるかと思います。

○前迫委員 ということは、基本的には農家の方とか、航空機の問題もあるようですが、そういう何らかの被害というか、被害の訴えがあったことに対して、各市区町村がマニュアル的なものとか判断材料をきちんと持っているということですか。

○事務局（堤側） そうですね。きっちりした数値化したものはないかと思いますが、実際に職員の方が。

○前迫委員 現状を鑑みて。

○事務局（堤側） はい。そういうことになります。

○前迫委員 わかりました。ありがとうございます。

○阪口委員 よろしいですか。

○石井部会長 阪口委員、どうぞ。

○阪口委員 ついでに、航空機の話が出たのですが、我々猟友会は関西空港と伊丹空港でバードストライクの事業をさせていただいております。

この3月でまる1年。先だっても入札がございまして、3年計画で我々しか入札する者がなく、これからまた3年引き続いてさせていただくわけなのですが。

伊丹空港は比較的問題はないのですが、あと伊丹はカラスの問題。

それから関西空港に関しては、以前にもお願いしたのですが、コアジサシが大量営巣いたしまして、ヒナがぱっと舞った。あくまで推定ですが、2期島で約3000羽ぐらいいるのですね。

これは報告なのですが、落鳥、鳥が飛行機に当たって落ちる落鳥、コアジサシの落鳥が、いわゆる飛行機との接触事故が三十数件上がっている。幸いなことに、エンジンに吸い込んで事故が起こったりということはないです。

ただ、2期島はほとんどが着陸のために使っているのが大半で、離陸は1期島を使うような、今のところ関空さんはなさっているのですが。

このコアジサシの被害が非常に激しいものですので、その軽減のために試験的な捕獲許可をいただけませんか。

これがだいたい4月の後半から5月にかけて、偵察隊といいますか、第一波が来て、異常がなかったら仲間が大量に2期島に飛来して、そこで卵を産んで育てて、9月のかかりになったらほとんどいなくなるのですね。ニュージーランド、オーストラリアぐらいまで南下するらしいのですが。

私は防除の最大効果の捕獲だと。ただし、やっかいなことに、このコアジサシという鳥は絶滅危惧種に指定されておまして、私は何も捕獲することが目的ではない。防除するための捕獲で、しかも例えば50羽であるとか羽数を制限してでも、それでやってみてどれだけ効果が出るのかと。

そういうことを府を通じて環境省のほうにお願いしたら、全く相手にされなかったというのですか。ショックを受けているのですが。

私が言いたいのは、鳥の命が大事か人間の命が大事か、これは議論の余地はないと思うのですね。そのためにはやはり最低必要な捕獲はしなければならないと。

何も大阪湾に来るコアジサシを全部捕ってしまうとか、そういうことではなく、関空島に飛来するコアジサシのみをおっぱらえばいい話なのですよね。

そのために、最初の偵察隊をおっぱらうことに成功すれば、そこで営巣することもなくなるし、被害がずいぶん軽減するのではなかろうかと、そのように考えているのですが。

このあたり、またお願いを。府だけの判断では無理かもわかりませんが、環境省のほうにお願いをしていただきたいなと思うのですが。

○石井部会長 コメントということにさせていただいて、この審議に戻りますが。

○阪口委員 申し訳ないです。

○高柳委員 先ほどの前迫委員が指摘された表で、被害発生地域がイノシシもシカも府内全域となっているのですが、参考資料の12ページと13ページを見ると、シカはどう見ても府内全域になっていないのではないかなと。資料4の12ページ、13ページです。

イノシシのほうは全域と言ってもいいのかなという感じですが、シカはどう見ても府内全域とは言えないだろうと。

これを府内全域と書いてしまうよりは、しまわないほうがいいのではないのかなというのがあるので、これは一度ご検討願わないと、どちらも府内全域だと全然状況が違うので、これはやはり。

今後もし、将来シカが府内全域に広がった時に、前はこれだったのが広がりましたという時に、これだといつまで経っても同じですし、状況が違っているのに同じことを表してはいけないのではないかと思います。

○石井部会長 事務局の方はいかがでしょうか。

○事務局（清谷） そうです。ご指摘のとおりだと思います。

○石井部会長 シカの計画自身は全域に広げたのですが、ここは被害発生地域という。

○事務局（清谷） そうですね。はい。

○石井部会長 こんなところですが。

ほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○高柳委員 私、福井でも滋賀でも京都でも関わっているんで、この改正の仕方ですね。資料4-1の1ですが、第1のところ、計画期間があって、施行日に変更でいいのかどうかということで。

今の計画は全て失効して。そうか、こちらのほうは失効しないのですか。こちらは変更でいけるのですね。

要するに、特定計画のほうは失効しますね、1回。

29日までに失効して、新たなものを立てるという感じで、こちらは失効することはないのですね、法的には特に変わりなく。

法律の名称が変わって、今までの保護事業計画が保護管理事業計画になるに従って、前の保護事業計画が失効して、新しい保護管理事業計画になるのか、それともそのまま。

要するに、継続事項というのはないと聞いているので、だから前の保護管理特定計画は継続判断はされないの、失効してしまうのでみんなあわてて一所懸命確認しているところなのですが。

これで本当にうまくいくのかどうかというのが、特定事業計画の話もあまり聞いていなくて、今まで特定計画ばかりチェックが絡んでいるので、事業計画に関してもそのように法的に見てこれで通用するのかどうかということを確認していただきたいと思います。

○事務局（清谷） はい。こちらの事業計画のほうにつきましては国からひな型のようなものを示されていて、そちらのほうでは変更という形で書いてあったのですが、もう一度法律の条文等をよく読んで、これで問題ないかという確認をしたいと思います。

○高柳委員 はい。

○石井部会長 そろそろいい時間になってしまったのですが、特にまだ何かありましたら。

○高柳委員 もう1点。

○石井部会長 どうぞ。

○高柳委員 いえ。いいです。・・・大丈夫です。

○石井部会長 ほか、よろしければ。

いろいろな意見、どうもありがとうございました。

そうしましたら、今、事務局のほうに聞きましたが、各委員からいただいた意見を踏まえて、また環境省とも話していただいて、その上でパブコメ（パブリックコメント）にかけて、そして次回の野生生物部会ですね、また最後に議論させていただければと。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、時間が迫ってきましたので、2番目のところですね。大阪府シカ保護管理計画（第3期）についてということで、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（高島） そうしましたら、資料2-1でございます。

1枚目が諮問書でして、めくっていただきますと資料2-2でございます。

主な変更項目ということで、今は保護管理計画施行期間ですが、第二種鳥獣管理計画に区分するということになりまして、文言修正を行っております。

それと、図表及び文言、数値等は策定時、平成22年度から平成25年度のものに、最新のものに更新しているというところです。

まず概要ですが、資料2-3のほうをご覧ください。

最初の2-3のページで変わっているところというのは、計画の目的及び背景というところで、依然として農林被害が高い水準であって、市街地の出没もあるというところで、法改正もありますので、管理計画として策定して総合的な対策を講じるということとしております。

計画期間、管理区域は変わっておりません。

現状という部分で、シカがいる地域。これも大きな変動はないのですが、主には大阪の

北摂地域になります。

あとはアンケートであるとか一般の府民の方からの情報ということで、中部地域であるとか、南河内、泉州というところで、この6年間、何件か鳥獣数件の目撃情報が出てきているというところがございます。

1枚めくっていただきますと、目標等々あるのですが、内容的に変更というのはないところですが、一番上のところの捕獲頭の推移であるとか、農林業被害の推移、これを更新しているところです。

目標としては、平成22年度の農林業被害金額・面積を半減しようということと、平成22年度の捕獲数以上の捕獲をしていこうということですが。

農業被害金額は右上の図にありますように、平成23年度を1として徐々に減ってきていると。林業被害金額については急激に減少して今はないという状況になっております。

一方、左の図ですが、捕獲のほうは、今かなりたくさん捕獲していただいています、狩猟と有害を合わせて1338頭の捕獲を、今、行っているというところですが。

数の調整に関する事項のところも、これまでどおり有害鳥獣捕獲と狩猟において数を調整していこうということにしておりまして、罾であるとか狩猟期間の規制緩和についても、これまでどおりやっていきたいと。狩猟期間は1ヶ月延長を継続したいと考えております。

生息地の保護・整備につきましても非常に重要なところでして、里山の再生や人工林の育成とか、そういったことを進めていくということと、あと非常に重要ですが、未収穫作物の撤去とか、シカを里に寄せつけない環境づくり、こういったことの普及啓発、こうしたものを進めていきたいと考えております。

あと合わせて、その他ということになります、被害防除ということで、柵の設置ですね。林業などですと、忌避剤、ツリーシェルター、こういった防止対策をしながら各事業を行っていただくということで、それぞれに支援を行うとしております。

ただ、今、農林業被害の金額であるとか捕獲頭数、その他いろいろシカの生息同行、こういったものについてモニタリングをしながら、管理計画の進捗状況をいろいろな方にご意見をいただきながら点検して、フィードバックしながらやっていきたいというところですが。

今回については、5年計画の真ん中のところで法改正がありましたので、大きな変更はしないのですが、また5年目を迎えるということですので、5年間の実績を評価して検討していくというように考えております。

資料2-4のほうが本文のほうになります。

最初のところに、第二種鳥獣管理計画という名前に変更しております。

1枚めくっていただきまして目次のほうになります、これまで保護管理という言葉があったのですが、管理すべきという形の、管理という表現に変更になっております。

それと7番のところ、(3)に国の新しい事業の実施に関する内容を追加で記載しております。

次、内容にいけますが、8ページのほうですが、背景は大きくこれまでと変わりはないです。

目的についても変わらないところですが、法改正に伴いまして管理計画を策定するというように考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページのほう、区域図です。これは目撃情報を追加しております。

3ページのほうで、森林であるとか鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）、これの最新の数値に更新しているというところです。

4ページのほうにいきますと、下のところです。捕獲状況になります。

こちらは、ここにありましており、右肩上がりで捕獲頭数が増えているところがございます。

平成25年度は1338頭ということで、かなり捕れているということです。

5ページが雌雄別の捕獲頭数ということです。ほぼ1対1で捕獲されているというところです。

平成14年度から、狩猟でメスを捕獲できるという法改正があって、そこからはずっと1対1ぐらいの捕獲が進められているところです。

6ページのほうにいきまして、6ページのほうは上の図が銃猟による捕獲効率というものになります。

捕獲効率というのは努力量あたりの捕獲数ということで、何人行って何頭捕れたという指標になるのですが、これが密度指標というような概念になってくるのですが。

見ていただいているように、平成22、23年で少し減少したのですが、平成24年に回復するというような変化を見せていますが、平成19年からずっと見ますと、ほぼ横ばい、やや減ったかなと、顕著な減少傾向は見られないという状況でございます。

続きまして、被害の状況及び被害防除の状況ということで、6ページの下に農林業被害金の額がございます。

今、農林業被害の金額は、平成25年度約2900万円、被害面積20㊦（ヘクタール）ということで、近年やや減少傾向というところです。

次に7ページのほうが、被害対策実施状況ということで、横長の表でございます。

平成20年から22年にかけて、かなり防護柵というのを重点的にやりまして、それ以降被害金額が減ってきてはいるのですが、継続して柵の設置事業を実施しているというところがございます。

8ページが、そういった対策をしていく中で重要になる狩猟免許を持っている方の免状の交付状況です。

上が狩猟免許の交付状況ということで、大阪府内で現在、平成25年度で約3000人の方、延べ人数ですが3000人の方が免許を持っておられるという状況です。

ただ、高齢化が少し。近年やや改善傾向にあるのですが、今の段階で63%という状況でございます。

あと、下の図8が、大阪府に狩猟登録していただいている方の人数でございます。

だいたい950人ぐらいが登録されて、ここは近年巽の免許の方、下の濃い部分ですが、ここが増えてきていまして、半数近くが巽で登録いただいているということで、やってい

ただいています。

9ページのほうが、新たに狩猟免許を取られる方の合格者数。狩猟免許試験の合格者数ということです。

平成18年以降、徐々に増えてきているかなというところでした、年2回、農閑期であるとか土日も考慮して実施することによって、免許を取っていただく方が増えてきているというところかなと思います。

左側の免許交付状況、3000人前後で推移している中で、高齢で猟をやめる方がいらっしやる部分もあるのですが、新規の方も今、徐々に増えてきているというところで、図8の大阪府の登録者数も何とか横ばい、やや増えてきているかなというようにところに推移しているという状況です。

10ページのほうにいきますと、これも前回計画の評価ということで、これは特に変更はしていません。

あと、管理の目標というところがございまして、これも計画期間中でございますので、現時点では修正等はしていないというところでした。

あと、11ページのほうですが、数の調整というところで、認定事業者の実施というようなものなどを追加しております。数の調整については、有害鳥獣捕獲と狩猟というのがメインでやっていただいているところです。

有害鳥獣捕獲につきましては、参考資料でも少しご説明しましたが、この計画期間中に、昨年度、平成25年度からですが、有害鳥獣捕獲活動経費への支援ということで、1頭8000円の国の事業を活用して実施しているというところがございます。

シカの狩猟については、捕獲制限の緩和をしたり、1ヶ月の狩猟期間の延長というようなことをしてございまして、これを継続していきたいと考えています。

あと、国の新規事業ということで、認定鳥獣捕獲等事業が創設されましたが、この管理計画の目標を達成するために市町村が被害対策として実施している捕獲に加えて、極めて生息密度が高いとか、どうしてもたくさん捕らないといけないというようなことが必要な場合には、府または国の機関が実施するというところで、その内容については別途定めていきたいと考えています。

11ページの下の方の生息地の保護及び整備に関する事項については、これまでどおり、主には保護区の設定であるとか銃禁の設定というようなことの継続に努めていきたいと考えてございまして、生息環境整備ということで森林整備、耕作放棄地の整備といったことが進むようになる普及啓発等を進めていきたいと考えております。

12ページ、13ページ、その他保護管理のために必要な事項ということになりますが。

鳥獣被害防除というところに、基本的な防除のための柵の設置であるとか、そういった対策をこれからも進めていきたいというところでした。

かつ、捕獲管理計画ということなので、ただただ捕ってしまっているということにならないように、モニタリング調査を引き続き実施していきたいと考えております。

そして、それらの調査結果を、12ページの下の方の部分ですが、計画の実施体制ということで、行政・住民・関係者が合意形成を図りながら、これらの施策を推進していきたいと

いうことで考えています。

そのために検討会などを設置して進めていくとしております。

一応、シカの保護管理計画、少し走りましたけれども、内容については以上でございます。

もし、よろしければ合わせてイノシシのほうも、ほぼ内容的には同じですので、ご説明したいと思います。

○石井部会長 そうですね。

○事務局（高島） イノシシの保護管理計画の主な変更項目というのは、シカと同じく第二種の管理計画に区分したことと、数値等の時点修正というのをしております。

資料3-3の概要でございますが、こちらのほうも依然として農業被害が大きいところですので、法改正に伴って管理計画を策定して総合的対策をやっていきたいと考えております。

期間、区域、現状、このあたりには特に大きな変更はございません。

1枚めくっていただきますと、目標等々ありますが、これもシカと同様、平成22年度の被害半減と、捕獲頭数を3700頭以上と、こういったところにやっていきたいと考えています。

そのための狩猟の延長であるとか、罟の制限解除、これらも継続して実施したいと考えています。

少し走りますが、資料3-4の計画の本文のほうに移りたいと思います。

最初のところに、管理計画と位置づけしております。

あと、ほとんど内容的にはシカと同じになってくるのですが、1ページのところで法改正に伴うものであることを追加しておりまして、2ページのところで森林面積、3ページのところで保護区、銃禁の数値の更新を行っているというところですよ。

4ページをご覧くださいますと、近年の、昭和50年からの、かなり前からの捕獲数の推移ということで、これはイノシシについてもシカと同様、右肩上がりです。捕獲頭数が増えていると。

平成22年度が非常に多くて、突発的にたくさん捕獲いただいたというところではございますが、こういった形で推移しております。

平成25年度には約3000頭ということで、有害鳥獣捕獲というものが62%。シカに比べると有害鳥獣捕獲の割合が高いというような形で推移しております。

5ページのほうが、狩猟・有害での捕獲状況ということで、各メッシュでどれぐらいこの5年間で捕獲されているかというようなところですよ。大阪府全域で被害が出てきているというところですよ。

有害鳥獣捕獲ですと、生駒でかなり濃い色になっているのですが、狩猟は生駒は保護区もございまして、できる場所が限られるので少し少なくなっているというのが現状でございます。

5ページの下、図5が、狩猟でどのように捕られているかというところですよ。罟と銃猟がありまして、現在は罟のほうが捕獲頭数が多いというような状況で推移しております。

免許を取っている方が罾が多いということもございまして、捕獲がこういった割合になってきているかなということですが。

6ページのほうが、上の図が有害鳥獣捕獲の雌雄別の比率でございまして、ほぼ1対1という形でカウントされているということですが。

狩法別に下の図で見えていますが、どのような方法をとってもほぼ1対1で、罾で捕獲されているかなということですが。

7ページのほうですが、イノシシの捕獲が進んでいるところですが、密度指標と呼ばれる捕獲効率がどういった変更をしているかというのを申し上げますと、ここにある図のようにジグザグとしていまして、トータルではほぼ一定の水準で推移していまして、明確な個体数の増加現象というのは、それは認められないというような状況でございまして。

7ページの下が農林業被害金額の推移、面積の推移になります。

被害金額は、平成25年度は5393万円というところですが、ここ3年ほど減少傾向にあるということですが、シカに比べて非常に多い金額で推移しているということですが。

その内訳になるのですが、こういったものが被害を受けているということですが。最近では米の被害が減ってきていまして、野菜の割合が増えてきているというのが現状だと思います。

それに対して8ページの下、被害防除の実施状況ですが、農家の方、皆さん進入防止柵などで防止するとともに、有害捕獲とか藪払いを実施しているという状況です。

その実施状況というのが9ページの五つ目の図になります。

アンケート調査をした結果ですが、防護柵は非常に高い割合で、80%以上皆さん使われていると。

有害捕獲も市町村と連携して、6割程度皆さんがやられていると。

今、藪払いが20%に減っているところですが。

府か市がこういったことに対して、これからも支援して防止していくというようなことになると思います。

支援している実施状況というのが、この表3の実績になるのですが、イノシシについても平成20年から22年まで、平成23年も多いのですが、重点的に防護柵を設置していきまして、近年被害が減少してきておりますが、引き続き支援をして柵の設置等を行っていくということですが。

10ページの狩猟者の方の動向。このあたりは先ほどのシカの資料と同じになります。

11ページの合格者数。これも同じものになります。

11ページの下の方の管理の目標でございまして、下は前計画の評価、これは特に変更等しておりませんでして、12ページのほうにいきまして、管理目標というのが書いてあります。

ただ、12ページの上の方に書いてありますが、平成25年度の農林業被害金額については、平成22年度から1億2000万円というところですが、今5400万円ぐらいの被害になっていまして、平成22年度に比べますと半減と。

半減以下、半減するというのがなってきたところですが、アンケートの結果が下にありますが、目撃頻度であるとか被害金額、このあたりにはまだまだ反映されてきていないと

いうところもありまして、依然として高い水準であるとともに、計画期間の途中ですので、もう少し推移を見ながら捕獲を進めていったほうがいいのかと考えているところです。

そういったこともあって、管理目標というのは依然として平成22年度の被害金額・面積の半減ということと、あとは捕獲頭数を3700頭以上ということを目指しております。

13ページのほうに移りますが、13ページのほうもシカと内容的には同じでございます。

有害鳥獣捕獲に、イノシシについても昨年度から1頭8000円の支援をさせていただいています。

それと、そういった市町村の有害鳥獣捕獲などで、まだまだ密度が高くて被害が大きいというような状況が出てきましたら、(3)にあります新しい国の事業を実施していくように考えております。

生息地の保護及び整備と、14ページの被害防除などにつきましては、シカと同様になります。

そしてモニタリングの考え方も、シカと同様です。

15ページにある計画の実施体制のところも、シカと同様に、関係者、皆さんと合意形成を図りながら施策を推進していくという計画になっております。

少し走りましたが、以上でございます。

○石井部会長 ということ、シカの3期の管理計画、主には時点修正なんですけれども、少し大きく変わったところもあるということ。

そうしましたら、両方一緒に・・・思いますが。

高柳委員。

○高柳委員 先ほど言った期間の件ですね。

今の法律がある間は今の法律でいって、5月29日から新しい法律で、今の計画が失効して新しい計画ができるということで、多分現時点で第2期鳥獣保護管理事業計画という名前は使えないのではないかなと。

つまり、5月29日の前には、多分第2期鳥獣管理計画というのは存在しないはずなのですね。

法律改正が施行されるのが5月29日で、その時点で新しく計画を立てるといって、そういう形になって、ただし第2期だという。そういうのは京都府も確か福井県もそうしていたと思うのですが。

要するに、それは自動的にそうなりますよというのを審議会で認めてしまって、自動的にそうになったら名前が変わっていきますよという形にしないと、これは法的に難しいのではないかなと。

つまり、現時点ではこの第2期鳥獣管理計画を担保する施行が行われてないので、多分そうなるのではないかなと思うので。

他府県がそれでとても苦労したので、ここで確認していただいて、きちんとした文言にして、今度は3月の時に出していただければいいかなと思います。

○事務局（高島） 少し確認させていただきます。手続き等。

○石井部会長 ほかはいかがでしょう。

はい。又野委員。

○又野委員 少し教えていただきたいのですが、イノシシのほうの6ページ、シカも共通かもしれないのですが、幼獣の捕獲が多いと書いてあるのですが、ここのオスとかメスとかの中には幼獣のオスもメスも含まれてるのか、もしくは幼獣というのはだいたいどれぐらいの頻度でかかっているのか知りたいのが1点。

もう一つは、去年クマで大変だったのですが、クマ情報があったらくくり罠は使わないとか、箱罠は閉じるとか、いろいろあったと思うのですが、けっこうこれを見ていたら罠を使われる方が多いみたいで、そういう時の連絡はどのような連絡になっているのか、そのあたりを知りたいので、よろしくをお願いします。

○石井部会長 わかりました。これは事務局のほう、いかがですか。

○事務局（堤側） まず1点。今、手元に幼獣があるというふうな。

○又野委員 だいたいでけっこうなのですか。

○事務局（高島） 資料はないです。

○事務局（堤側） 申し訳ないです。

○又野委員 はい。のちほどでけっこうです。

○事務局（堤側） それからもう一つ、くくりわなうんぬんということで。

ツキノワグマが豊能町で出ているということがあったので、9月に大阪府で、ツキノワグマが出た時の対応方針ということで、方針書を出していただきました。

その中には、檻を閉めるとか、くくり罠を一時的に閉めましょうというようなことを書いています。

この中で、有害捕獲という中で、それを全市町村、これは大阪府全体ということで、現在のところツキノワグマが出没するのが北摂地域、それも限られた地域ということで、全体的にはなかなか書きにくいということがあります。

その中で、ツキノワグマの情報につきましては、うちのほうで各府県の動向を見ながら、その情報が入れば各市町村、それから各事務所に情報の提供は逐次しております。

なおかつ、危ない状況になる時には、まず市町村に対して有害捕獲への注意、それから、おいでになってますが猟友会さんに気をつけるような注意の連絡体制というようなものをもって、やらせていただいています。

ですから、どこかで出たという情報については大阪府がかなりいろいろなところで目が光っていますので、早く情報が入るということもありますので、その周辺の方は追尾できるようにということで、連絡体制をとっておられます。

○又野委員 はい。

○石井部会長 よろしいですか。

では、前迫委員。

○前迫委員 少し教えてほしいということで、資料2-4の4ページ、5ページあたりなのですが、捕獲頭数は増えていることに対して、生息密度環境などを平成12年ぐらいま

では推定生息数とか推定生息密度を出してられるのですが、そのあともずっとモニタリング的にやっておられるのか、こういった数値はその後、表1にあるような数値ですね。

これはそのあともずっと、シュミレーション用だから、これはデータが多分古くてということだと思うのですが、ずっとこういう生息密度調査というのは継続してされているのでしょうか。

○石井部会長 はい。いかがですか。

○事務局（高島） この4ページの上の表の件だと思うのですが、昔はシムバンビというソフトを使って推定というようなことをしていたのですが、なかなかうまくいかない面もあったと聞いています。

今は、今年度、国のほうでベイズ推定というのをやっていただいているのと、研究所のほうでも糞塊で密度調査というような形をやっていただいております、まだ結果というのはこれからになるのですが、またこちらの部会なり検討会のほうで、そういったことをご報告できたらなと考えております。

今年度実施している分ですので、年度内に報告というのが少し難しい状況ではありますが、引き続き。

○前迫委員 では、平成25年ぐらいまでだったら、捕獲数がどんどん伸びているのに対して生息密度はどのように変化しているのかというデータが、対応的にあるということですね。

○事務局（高島） そうですね。ベイズ推定などになりますと過去も含めてになります。糞塊の方は過去はなかなか難しいのですが。

○前迫委員 現状であるということですね。

では今後、モニタリング的に個体数については情報を取っていかれると。

○事務局（高島） そうですね。取って行って、ある程度精度の高いものになってきましたら、計画に反映ということもできたらとは考えております。

○前迫委員 わかりました。

それに関連してというか、先ほどの保護か管理かという時に、生息地管理はなかなか難しいですよというお話を少ししたのですが。

同じこの資料の中の11ページに、生息環境の整備という項目があって、シカの生息地をどう考えるかということで、林縁性の動物なのでそういう耕作放棄地を設けないような、作り出さない工夫が必要であるとか、植林については大規模な開発整備を行わないといった、そういうことが書かれているのですが。

このあたりは本当にシカの動向というか、どのようにシカがハビタット（habitat：生息地）を利用しているかということと関連して、かなり難しい、生息地管理というのは難しいだろうと思うのですが。

その時に、これは環境省から出したことではあるのですが、生息地を拡大して保護していくとか、抑制して管理するとか、そういうところに面積だけでは当てはまってこないことというのが管理上たくさん出てくる場面があると思うのですが、そのあたりはどのように考えておられるのか。

例えばシカの生息地管理ということに対しては、どのように考えておられるかというのを少し教えていただければと思います。

○石井部会長 はい。いかがでしょう。

○事務局（堤側） 今、生息地ということで、これは北摂に限ってですが、今、どこの県でもやっておられるように、下草、それからあとはそのものの中で森林の被害状況ということで、どこの県でもやられているかと思うのですが、今、それをやり始めていまして、どの辺りでどれぐらいの森林の衰弱というのですか、食べられている範囲があるかというのを、今、調べつつあります。

その中で、生息地と当然食べる場所というのは違うかとは思いますが、その中である程度のエリアというものはわかってくるかなと。それを何年か継続しながら、その動向を得られるのではないかなとは思っております。

○前迫委員 その中で生息地管理は、文言があったのが、管理の場合を取ると適正な範囲に縮小させるといったそういう言葉が使われていますよね。管理に対して。

そういう適正な範囲に縮小させるという、そういう文言ではなかなか、よくわからないというか。

シカの場合だったりしたら、生息地は例えば森林を適正な範囲と考えるのか、あるいは草地、えさ場としての草地をそういうものとするのかとか、そのあたりのとらえ方の難しさというのがあると思うのですが、管理していくというのは。

だからシカの場合だったら、森林を維持するかどうかという面積的なこともあると思いますが、一つはやはり人がそこに関わっているかどうかという、けっこう人の耕作放棄地などですと、森林もそうですが、きちんと制御が行われているかどうかということで、人にそこに行ってもらおう仕組というか、ライフサイクル的なこととも関連していくと思うので。

そういった働きかけ、人が放棄地が広がるのを抑えるような、人が関わるという、そういったことも多分必要になってくると思うのです。

だから生息地を、森林面積を維持するとか、草地面積を維持するとか、ここで言うところの縮小という言葉だけで当てはまらない管理が必要とされてくると思うので、そのあたりを柔軟に運用していくような体制があるかどうかということも関連すると思うのですが。

○事務局（堤側） おっしゃるように、なかなか人が今入らない。山に入りにくい。放棄地も多いという問題もあります。

今ここで、最後のほうに書いています対策を講じるような格好で市町村とも、関連機関に対して普及啓発という、簡単な文言では書かせてもらっているのですが、実際にはなかなか難しい。

大阪府では、一定NPOさんが森林のほうを管理をしていただいたり、ほかのところでもアドプトフォレストという名前にはなるかと思うのですが、企業さん、一般の方と一緒に行政が山のほうの放棄地、放棄森ですね。そういったものを管理するというような方法で、森林のほうの管理というものについては、別途やっているということになるかと思えます。

その中で、そうしたらどれだけそのシカがということになりますが、先ほど言いましたような調査の中で、している所・していない所、どれだけ多いか、人がレジャーで入ったらどれだけ多いかというようなものの全貌が見えてくることもあるかなということは思っておりますので、今おっしゃったような。

○前迫委員 かなりきめ細かに、面積だけではなくて、そういう生息地管理ではなくて、かなりきめ細かな、人の暮らしと関係してどうしていくという管理が、多分必要で、そのための調査をしながら、実際人を動かしていくというようなところまで必要になってくると思うので、うまく利用していただきますようお願いします。

○事務局（堤側） そうですね。

○石井部会長 実は予定していた時間になってしまったのですが、特になかったら、また。細谷委員。

○細谷委員 すみません。資源の話で申し訳ありません。

イノシシにしてもシカにしても、一番最後のところなのですが、資源としての利用の検討について、少しお話ししようと思っています。

一般の府民の単純な思考として、そもそもこの目的というのは駆除ないしは減衰・抑制ですが、そのあと府民の単純な思考として、そんなにたくさん捕れたらなぜ食べないのというのが必ずあると思うのですね。

私も農学部の教員なので、そのあたりいかに流通が難しいか、屠殺・精肉技術の伝承等は非常に難しいことはよく理解しているのですが。

両方に書かれていることのボリュームがあまりにも少なすぎて、府民が単純に考えることに答えきれていない。つまり、府としての資源利用の視点が、姿勢が、モチベーションが全く読み取れない。そのまま国の文章を持ってきている。

このことは当然できないまでも、流通の現状の方向性、ジビエ（gibier：食材として捕獲された野生鳥獣）の確立・推進等、それから狩猟者の減少・高齢化と結びつけて、もう少しトータルに考えていかないと、なかなか単純な疑問に口にできないのではないかなと思うのですね。

だから、もう少しボリュームを。やらないまでも、現状と今後の方向性ぐらいは、府として出されてはいかがかなと、そんな感じがしました。

○前迫委員 私もそれに賛成ですね。

やはりジビエにしても何にしても、大阪府などがバックアップした形で本当に推進しないと、なかなか狩猟者の方から次へ運ぶ時に産廃（産業廃棄物）扱いになってしまうという現状があると思うのです。

産廃にしないという、生物資源として、地域の資源として活用するというほうに持っていくと、けっこう狩猟者の方の位置づけも全然変わってくると思うのです。

ただ単にゴミを取るではないですが、いらぬものを捕っているという意識ではなくて、地域を活性化するための一つの引き金になる可能性もありますし、やはりそのあたりはかなりてこ入れするといいい方向になる。ただ単に捕るのではなくて。

だから、資源利用ということも積極的にバックアップしていただけるといいかなと思

ます。

○石井部会長 それでは、ここの部分はどうでしょうか。

本質が変わるわけではないので、もう少し書き込むことがあるのだったら書くかですね。骨格はあまり変えたくないということだとは思いますが、そのあたり少し検討いただければということだと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○高柳委員 もうお答えいただかなくていいので、とりあえず指摘だけしておきたいと思います。

一つはシカのCPU E (Catch Per Unit Effort : 単位捕獲努力量あたりの捕獲数)、イノシシのCPU Eがありますが、これは生息動向を言っているわけではないですか。

つまり生息動向に関して、指標としてこういうものがある。これは捕獲の動向ではなくて個体数の現状の動向と見て、個体数の、生息状況よりも捕獲状況のほうに入れるのではなくて、生息動向のほうに入れていただいて、これが上がっていけば増えていく。

それで言えばイノシシのほうは、あまり捕獲数は落ちていないけれど減っているのかもしれないといったことが見えてくるので、そういう意味でこれをそちらに持っていきたいというのが1点。

それから、これは多分そちらのミスだと思いますが、シカの11ページ、イノシシでは13ページです。認定鳥獣捕獲等事業と書いてあるのですが、これは多分事務局が混乱しているのだと思いますが、正式名称は指定管理鳥獣捕獲等事業と認定鳥獣捕獲等事業者制度と二つありまして、これがごっちゃになって書いてありまして。

大阪府のほうは認定鳥獣捕獲等事業者制度を導入していないというのは、ここに導入することは何も書いていないのに導入していない。私は大阪はそれで十分いけるのではないかなと思いますが、導入していないということで書き込んでいない。

ほかの所は皆さん、とりあえずは書いてはいるのですが、書き込んでいない。

ならば、ここは指定管理鳥獣、これの説明はそうなると指定管理鳥獣捕獲等事業と説明になっていると思うので、この最初のところは指定管理鳥獣捕獲等事業となると思うので、それで書いていただいたほうが、これは明らかなミスだと思いますので、これは直していただかないといけないのではないかなと思います。

それと先ほどのクマの件ですが、クマということを書きたくないという気持ちは非常によくわかりますが、何か事故等の問題があった時には市町村と協力して、罾等の停止を進められるような体制をつくるというのは書いておかないと。

のど元過ぎればは困りますので、それはやはりこの中にも書いておかないと。こちらしか見ないですから。クマは何かあった時には見ますけれど普通は見ないわけですから、普段見るこちらのほうに、何かあった時に、事故等の問題が発生した時には、市町村と協力して罾を速やかに停止することも。

巢みたいなものを少し。ツキノワグマなどが来た時にはそのようにしていただくことが必要であろうと。

以上です。

○石井部会長 ありがとうございます。重要なご指摘をいただいたかと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

はい。では阪口委員。

○阪口委員 これは私からのお願いなのですが、ここの11ページにも銃免許所持者が人員確保が難しくなっているという記述があるのですが、これに対する対策等は一切書かれていません。

国でも今まで、警察庁は「林業の被害はうちには関係ない。環境か農水に行って言ってくれ」というような、いわゆる縦割り行政がまかり通っていたのですが、これでは駄目だということで上のほうから三者一体となってやりましょうと。

大阪府ではどうなっているのかと。例えば警察の保安課にも出向の方がおられます。そういう人員交流をされている中で、やはり現状を訴えていただいて、多少はやはり緩和していただく。

これは本当に最近の話で、大阪のみが事前調査をやっている。新規所有者に対して。

これは日獵（大日本獵友会）の総会の時に会長から言っていただいて、指摘していただいて、やっとやめたというのが最近の話なのです。大阪府警は。

まだそういう名残でやられている方が、担当者の方がおられまして、非常に苦情がたくさんあると。

先ほど言った尾立先生などは「そんなことがあったら私に言ってほしい、私が言うから」と、そんなことまで言っていただいているのが現状です。

やはり銃所持者を、何も持つ資格のない者に持たせてというようなことは決して言いません。資格が十分あるにも関わらず、実際所持できないと。狩猟免許は持っているけれど銃砲所持許可は得ないと。

諸悪の根源は、狩猟は免許制で銃砲所持は許可制なのです。これが一番大きな問題で、我々もこれは単なる府警だけの問題ではなくて、国会まで持ち込んで法律改正ということで、議員連盟までつくっていただいているいろいろなことをやっているのですが、少しは緩和されたのですが、なかなか根本的に改善にはなっていないということで、こういうことを府のほうからもお願いをしていただければ幸いかなと思っています。

○石井部会長 わかりました。これはコメントということにしたいと思います。

そうしましたら、特にないようでしたら、今、シカのほう第3期、それからイノシシの第2期、管理への変更ということでしたら、

各委員から出た意見を踏まえて、後日開催予定の大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会というところで検討いただいて、そのあとパブリックコメントを募集して、次回の野生生物部会で最後のご審議をいただくと、これでもよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思えます。

これで、きょう三つの議題が終わったのですが、そのほか何か委員の皆様からご意見ありましたらいただきたいと思います。よろしいですか。

きょうは活発にいろいろな意見をいただいて、大幅に遅刻してしまいました。どうも申し訳ございませんでした。

それでは事務局にお返しします。

○事務局（清谷） 委員の皆様方におかれましては熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。また、貴重な意見を賜りまして、ありがとうございました。

本日いただいた意見と、またパブコメ（パブリックコメント）、関係機関との協議を経まして、最終の計画案というのを策定していきたいと思っております。

次の部会ですが、4月下旬から5月上旬を予定しておりますので、また3月中旬ぐらいになりましたら日程調整の関係で連絡させていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

開会 午後 12 時 13 分